

「Re Happy！キャンペーン誘客対策支援業務委託」に 関わる公募型プロポーザル実施要項

1 目的

この要項は、集客サービス統括会社構築支援業務委託について、当該業務の目的及び内容に最も適した業者を選定するため公募型プロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務の概要

- (1) 名称：Re Happy！キャンペーン誘客対策支援業務委託
- (2) 履行場所：松江市内
- (3) 業務内容：「Re Happy！キャンペーン誘客対策支援業務委託仕様書」のとおり
- (4) 履行期間：契約締結日の翌日から令和4年3月25日まで
- (5) 提案上限額：19,500,000円（消費税及び地方消費税10%を含む。）を上限とする。

3 委託業務の目的及び公募型プロポーザル方式採用の理由

松江市では、松江に住む人、訪れる人のコロナ疲れを癒し、ハッピー（幸福感）を感じてもらうことをテーマとした「Re Happy!キャンペーン（観光回復キャンペーン）」を実施しており、新型コロナウイルスにより、甚大な被害を受けた観光産業やその関連産業において、段階的に観光需要の回復を図るための取組を実施している。

本業務では、コロナ禍において日々変化する旅行環境、旅行意識を把握・分析し、感染拡大の状況を見極めながら、観光・宿泊施設等の市場環境の変化等を的確に捉えた即効性のある施策を実施するため、マーケティングを強化し、さらにそのマーケティングに基づいた状況に合ったプロモーションを実施する。もって、コロナ後の長期的視点に立って、魅力アップ、文化・歴史を活用したブランディングの施策に重点をシフトし、「選ばれるまち松江」「持続可能な観光地づくり」を進めていくことを目的とする。

なお、今後の本市の観光戦略の要点となりうる重要な業務であり、専門性と共に質の高さが求められることから、価格の競争で選定するのではなく、公募により複数の者から企画を提案してもらい、創造性、技術力等を審査の上、受託候補者を選定する「公募型プロポーザル方式」にて実施するものである。

※Re Happy!キャンペーンとは・・・

“松江市 Re Happy!キャンペーン”とは、新型コロナウイルスの影響を受けた観光関連事業者の経済支援及び、再活性化を目指す取り組みです。

4 プロポーザル参加の資格

参加の資格は、現在、当協会の会員の有無を問わないが、今後入会の意向があり、事業を実施するうえで人的かつ財産的な管理能力を有し、かつ次の各号に掲げる条件に該当する者とする。

(1) 単独企業（団体）に関する資格及び条件

- ① 事業の趣旨を十分に理解し、提案内容について公益に資する意思を持って、誠実かつ確実にこれを行行使できる者
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ④ 松江市または、所在自治体による指名停止を受けていないこと。
- ⑤ 松江市または、所在自治体で税を滞納していない者
- ⑥ 消費税及び地方消費税を滞納していない者
- ⑦ 社会保険料を滞納していない者（個人事業主の場合は、国民健康保険料を滞納していない者）
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

(2) 共同企業体に関する資格及び条件

- ① 代表構成員が上記(1)の①～⑧の全てに該当すること。
- ② 代表構成員以外の各構成員が上記(1)の①～⑧までの全てに該当することとし、併せて以下のア～ウの全ての要件を満たすこと。
 - ア 共同企業体が2社以上の者により自主的に結成されたものであること。
 - イ 各構成員が本プロポーザルに参加する企業（団体）または他の共同企業体の構成員でないこと。
 - ウ 各構成員が発注者との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(3) その他

- ① 本業務委託で主たる業務を再委託してはならない。但し、その他業務を再委託する場合は当協会に事前に協議することとする。

5 スケジュール

件 名	期 限 等
① 実施要項等の提示	令和3年 6月22日 (火)
② 質問書の提出期限	令和3年 7月 2日 (金)
③ 質問書に対する回答期限	令和3年 7月 5日 (月)
④ 参加意思表明書提出期限	令和3年 7月 6日 (火)
⑤ 提案書の提出期限	令和3年 7月13日 (火)
⑥ プレゼンテーションの実施 (予定)	令和3年 7月20日 (火)
⑦ 選定結果通知 (内定通知)	令和3年 7月21日 (水)

6 資料の交付

本プロポーザルに関わる資料を下記のとおり交付する。

(1) 交付資料

- ・ Re Happy! キャンペーン誘客対策支援業務委託に関わる公募型プロポーザル実施要項
- ・ Re Happy! キャンペーン誘客対策支援業務委託仕様書
- ・ Re Happy! キャンペーン誘客対策支援業務委託各種様式 (様式1～8)

(2) 交付方法

一般社団法人松江観光協会公式ホームページ内に掲載する。下記URLからダウンロードすること。

《URL》 <https://www.kankou-matsue.jp/travel/establishment/998>

7 質問書の受付及び回答

本業務及びプロポーザルについて質問がある場合は、令和3年7月2日(金)午後5時までに質問書(様式5)を、電子メール又はファックスにより当協会へ提出するとともに、電話により提出したことを連絡すること。この場合において、件名は「プロポーザルに関する質問」とすること。

回答については、令和3年7月5日(月)に全質問に対する回答を一括して、一般社団法人松江観光協会公式ホームページ内に掲載する。

企画提案書の具体的な記載内容及び評価基準に関する質問については受け付けません。質問を行った者の名称は公表しません。

8 参加意思表明書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により申込みをすること。

(1) 提出期限

令和3年7月6日(火)午後5時

※受付時間は、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日以外の日の午前9時から午後5時までとする。

(2) 提出書類

① 誓約書(様式1)【提出部数:1部】

提案参加資格要件も審査するため、以下ア～カの書類を提出すること。

ア 松江市税または、所在自治体で滞納がないことを証明する書類(コピー可)

【提出部数:該当者分各1部】

イ 消費税及び地方消費税納税証明書(コピー可)【提出部数:該当者分各1部】

ウ 社会保険料(または国民健康保険料)の滞納がないことを証明する書類

(コピー可)【提出部数:該当者分各1部】

エ 決算書(直近2期分、コピー可)【提出部数:該当者分各1部】

オ 商業登記簿謄本(コピー可)【提出部数:該当者分各1部】

カ 役員等名簿(役職、氏名(ふりがな)、生年月日、住所を記載)

【提出部数:該当者分各1部】

※発行年月日が、アイウオについては提出時の3ヶ月以内のものとする。

② 参加意思表明書(様式2)【提出部数:1部】

③ 会社概要(様式3)【提出部数:1部】

④ 共同企業体での参加を希望する者は共同企業体結成届出書(様式4)

【提出部数:1部】

⑤ その他

共同企業体での参加を希望する場合は、構成員の参加資格要件も審査するので、構成員ごとに上記①③の書類を提出すること。

(3) 提出方法

当協会へ持参もしくは郵送によること。

※郵送の場合は、必着とし、配達記録が残る方法で郵送すること。

9 参加資格の審査

参加資格の審査結果は、令和3年7月7日(水)までに、参加意思表明書等を提出した者に対し、電子メールにより通知する。

1 0 提案書の提出

(1) 提出期限 提案書提出期間：令和3年7月13日（火）午後5時まで

(2) 提出部数 A4 9部

- ① 企画提案書（任意様式）
- ② 類似業務実績一覧（様式6）
- ③ 事業実施体制（様式7）

※共同企業体での参加を希望する者は各企業体の担当者についてそれぞれ記載し、あわせて「共同企業体業務役割分担」（任意様式）を添付すること。

④ 見積書（様式8）

※別紙、仕様書の内容により見積もるものとする。提案価格の詳細を「経費内訳書」（任意様式）に記載し添付すること。

⑤ 業務工程表（任意様式） 履行期間中における業務のスケジュールを記載

(3) 提出方法

当協会へ持参もしくは郵送によること。

※郵送の場合は、必着とし、配達記録が残る方法で郵送すること。

1 1 評価方法及び評価基準

(1) 評価方法

・本業務の履行に最も適した契約の受託候補者を、厳正かつ公正に決定するため、Re Happy！キャンペーン誘客対策支援業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査委員会委員が、提出された提案書に基づくプレゼンテーションの内容について、下記「(2) 評価基準」及び「(3) 審査項目の採点基準」に基づき、採点を行う。その上で、総合計得点が最も高い者を受託候補者として選定するものとする。

・最高得点者が2提案者以上となった場合は、審査委員会委員の協議により受託候補者を選定する。

・提案者が1事業者のみの場合は、規定（最低基準を設けて）の審査を経た上で、審査委員会委員の協議により受託候補者とするか決定する。

(2) 評価基準

評価項目	評価の視点	配点
① 実施体制及びスケジュール・効率性	・コーディネーター及び専門家の配置状況から、当協会との打合せや問い合わせに的確・迅速に対応でき、円滑かつ確実な業務を遂行可能と判断できる体制が組まれているか。	10

	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業務全般について、実行可能かつ効率的なスケジュールが計画されているか。 ・事業の進捗が滞った際の対応についての検討がなされているか。 	
②目標設定	<ul style="list-style-type: none"> ・実現性のある適切な目標設定がなされているか。 	10
③マーケティングによる分析	<ul style="list-style-type: none"> ・マーケティングの方法が具体的であるか。 ・本協会の組織強化としての提案がなされているか。 ・中長期的な展望が盛り込まれているか。 	30
④プロモーション	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容が具体的であるか。 ・マーケティングに基づいたプロモーション展開となっているか。 ・目標設定に対し、達成に向けたプロセスが十分に組み込まれているか。 	30
⑤ブランド力	<ul style="list-style-type: none"> ・ブランド力向上に向けた取り組みが具体的に盛り込まれているか。 	10
⑥実績	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで同様の実績があるか。 	10

(3) 審査項目の採点基準

採点は、次に示す5段階を基準とする得点の付与を上記(2)に示す評価項目ごとに行い、合計得点を算定する。

評価	判断基準	得点化基準
A	特に優れている	各項目の配点×1.0
B	優れている	各項目の配点×0.8
C	普通	各項目の配点×0.6
D	やや劣る	各項目の配点×0.4
E	劣る	各項目の配点×0

1.2 プレゼンテーション審査について

本プロポーザル審査は、審査委員会の委員が本要項1.1で示す評価方法及び評価基準に基づき、提出書類及びプレゼンテーションの審査を行い、最も優れている提案を選定する。なお、プレゼンテーションの実施方法については、次のとおりとする。

- ① プレゼンテーションの準備は5分以内とする。

- ② プレゼンテーションの時間は1事業者当たり20分以内とする。
- ③ プレゼンテーションの実施終了後、約10分間質疑応答時間を設ける。
- ④ プレゼンテーション会場への入場者は1事業者あたり3名以内とする。
- ⑤ プレゼンテーションは、提出書類を用いて行うものとし、当日の差し替えや資料の追加は認めないものとする。
- ⑥ プレゼンテーションに必要なスクリーン、プロジェクター等は、当協会を用意するものとする。なお、パソコンについては、各参加事業者で用意すること。
- ⑦ プレゼンテーションの日程は下記のとおりとする。

- ・実施日 令和3年7月20日（火）午後1時30分から（予定）
- ・実施場所 別途、お知らせする。

1.3 選定結果の通知

選定結果を電子メールにより通知した上で、結果通知書を郵送する。

- (1) 通知日 令和3年7月21日（水）
- (2) 審査の内容についての問合せには一切応じないものとする。また審査結果に対する異議申し立ては受理しないものとする。

1.4 選定結果の公表

選定結果については、下記のとおり公表する。

- (1) 公表事項
参加事業者名（受託候補者のみ、総合計得点）
- (2) 公表方法
一般社団法人観光協会公式ホームページ内に掲載する。

1.5 契約の締結

- (1) 受託候補者として選定された者と契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調のときは、次点者から得点の高い者から順に契約締結の交渉を行う。
- (2) 契約締結の交渉に当たっては、当該交渉の相手方とする参加者が提案した業務内容を尊重するが、必ずしも提案どおりに実施するものではなく、詳細な事項については、改めて協議するものとする。

1.6 その他

- (1) 企画提案書は、仕様書に定めるところにより作成すること。
- (2) 本プロポーザルの参加に係る費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、参加者に無断で本プロポーザルの目的以外の目的に使用しない。

- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 参加者は、参加意思表明書の提出をもって、この要項及び仕様書の記載内容を承諾したものとみなす。
- (6) この要項に記載のない事項については、仕様書によるものとする。

1 7 問い合わせ先及び書類等提出先

〒690-0874

島根県松江市中原町19

一般社団法人松江観光協会 担当：伊佐、糸賀

TEL:0852-27-5843 FAX:0852-26-6869

Email:mail@kankou-matsue.jp

附則

この要項は、令和3年6月22日から施行する。